

成年後見制度……………2、3
 介護ぬくもり……………4～7
 福祉人材センターニュース……………8、9
 ほっとすぼっと 望月 千里さん……………10
 シルバー110番 隣地との境界紛争……………11
 認知症介護の研修……………12
 ビデオライブラリー紹介……………13
 ニュースポーツ ノルディックウオーキング……………14
 広がれ！地域福祉 福祉施設訪問……………15
 おしらせ……………16

やまなしの 福祉

2009年3月号



「わ～い。雪だ、雪だ」

撮影：前川和美さん
 (笛吹市 境川保育園保育士)

「第22回いきいき写真コンテスト」
 (主催：山梨県保育協議会) の1位作品です。

発行 社会福祉法人 **山梨県社会福祉協議会**

〒400-0005 甲府市北新1-2-12 TEL 055-254-8610 FAX 055-254-8614
<http://www.y-fukushi.or.jp/>



この広報紙の作成費用の一部は赤い羽根共同募金
 配分金により発行されています。

だれの目にも優しいカラーユニバーサル・デザイン
 で制作した広報です

平成12年、介護保険制度や社会福祉法の改正により、福祉サービスを利用する際、利用者が事業者と契約を結ぶことになりました。そこで利用者を直接支援するために導入されたのが、成年後見制度と日常生活自立支援事業（旧「地域福祉権利擁護事業」）です。成年後見制度の概要と県内の活動を紹介します（日常生活自立支援事業については、15頁をご覧ください）。

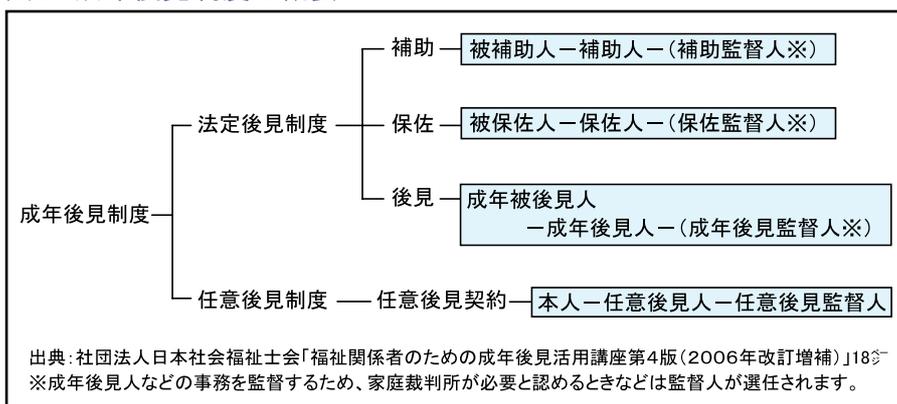
高齢者や障害者の権利を擁護

成年後見制度の活用を

成年後見制度

成年後見制度は、判断能力が十分でない高齢者や障害者に代わり、法的に権限を与えられた成年後見人などが、財産などを管理しま

図1 成年後見制度の概要



出典：社団法人日本社会福祉士会「福祉関係者のための成年後見活用講座第4版（2006年改訂増補）」18頁
 ※成年後見人などの事務を監督するため、家庭裁判所が必要と認めるときなどは監督人が選任されます。

図2 法定後見制度の類型

類 型	補 助
対 象	軽度の精神上的の障害により判断能力が不十分な人
申立て(請求権者)	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など申立てが本人以外の場合、本人の同意が必要
同意(取消)権	民法第13条第1項に定める行為の一部 (預貯金の管理、払い出し、不動産などの財産処分、訴訟行為、相続の承認・放棄、遺産分割、新築・増改築など)
代理権	本人の同意により家庭裁判所が認める特定の法律行為

類 型	保 佐
対 象	精神上的の障害により判断能力が著しく不十分な人
申立て(請求権者)	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など本人の同意は不要
同意(取消)権	民法第13条1項に定める行為 民法第13条2項の審判で認められる行為
代理権	本人の同意により家庭裁判所が認める特定の法律行為

類 型	後 見
対 象	精神上的の障害により常に判断能力を欠く人
申立て(請求権者)	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など本人の同意は不要
同意(取消)権	日用品の購入など日常生活にかかる行為以外の行為
代理権	本人の財産にかかる全ての法律行為 (財産管理、介護契約、施設入所契約など)

す。民法を中心とした4つの法律に基づく制度で、法定後見制度と任意後見制度があります（図1）。

法定後見制度

法定後見は対象により補

助・保佐・後見の3類型になつています（図2）。

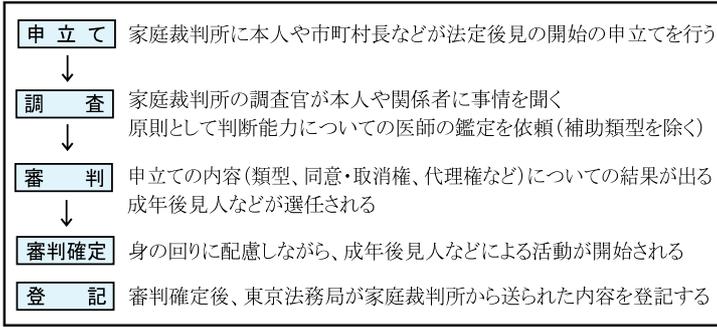
補助人・保佐人・成年後見人に対する権限は、家庭裁判所の審判で決まります。

買の契約（法律行為）をした場合、取り消すことができる「取消権」、そして本人に代わって福祉サービスの利用契約を結ぶ「代理権」があります。

例えば本人が定期預金を解約する場合、成年後見人などの同意が必要となる「同意権」、本人が不動産売

多くの場合、家庭裁判所への申立てから審判の確定までは4カ月以内となっております（図3）。

図3 法定後見制度の利用手続き

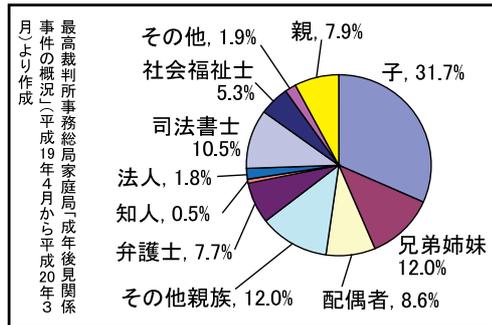


平成19年度に選任された成年後見人などと本人の関係は子・兄弟姉妹・配偶者・親・その他親族が全体の約7割を占めます(図4)。弁護士や司法書士、社会福祉士が、全体の約2割ですが、専門職の数が不足していることも課題の1つです。

そうした中、企業や公務員退職者、民生委員・児童委員経験者などを新たな担い手として、市民後見人の養成に取り組む県外の社協もあります。

選任される 成年後見人など

図4 成年後見人などと本人との関係



また個人だけでなく、法

「社会福祉協議会の使命として、困っている人がいたら、何とかしたい」と話すのは、笛吹市社会福祉協議会障害者地域活動支援センターふえふき所長の篠本耕二さん。旧御坂町社協による成年

笛吹市社協の取り組み

困っている人 何とかしたい

後見制度の受任は、この一言からはじまりました。介護支援専門員として認知症の高齢者夫婦を担当。入院時の申込書が書けな



任意後見制度

任意後見は、本人が判断能力のある間に、判断能力が不十分な状態になったときの事務内容と代理権の範囲、任意後見人を決めてお

ったり、支払い内容が理解できなかったり、また金融機関への多額の借金を抱えていました。

平成14年8月、身寄りのない夫婦のため、旧御坂町社協が夫婦の保佐人となりました。

成年後見制度について「治療の同意やおむつなど身の回り品を届けること、

く制度です(任意後見制度については、本紙2008年11月号14頁で紹介しています)。

成年後見制度を利用するには費用がかかります。申立費用は申立人が支払いますが、成年後見人などが活動するための旅費や通信費といった経費、また家庭裁判所が決定する成年後見人などへの報酬は、本人の財産から負担します。

経済的に困難な場合は「成年後見制度利用援助事業」で、公的に補助する市

また身元引受・保証など家族機能の代替にはなれない。こうした機能をだれが補うのかは大きな課題です」と篠本さんは言います。

現在、同市社協の受任件数は10件。福祉サービスを利用するためには契約をしなければならぬ今日、法人後見としてその一助を担う意義は大きくなっています。

町村もあります。

成年後見制度については、次の機関にご相談ください。

県弁護士会高齢者・障害者支援センター 電話055・235・7202(予約制)

成年後見センター・リールガルサポート山梨支部 電話055・254・8030

県社会福祉士会 電話055・254・3531

各市町村役場、地域包括支援センターでも相談を受け付けます。

福祉用具を展示、アドバイス

介護実習普及センター

県立介護実習普及センターは、約730点の介護や高齢者向け福祉用具の展示室を常設しています。

展示室では、福祉用具を必要としている方や家族の方が実際に展示室を訪れ、福祉用具を見て、触れて、試すことで、その人に合った用具を選ぶことができます。センター職員が使用についてのアドバイスもしています。

展示室にある福祉用具は、県内で販売、またはレンタル取扱店となっている業者から無償展示されたものが大半です。

展示にあたっては、販売店などからの申請を受け、学識経験者や理学療法士、作業療法士などが集まった「介護機器普及事業運営協議会」を設けて審査します。

専門的な視点で優良な福祉用具の選考を行った上で、センターが許可する仕組みとなっています。

昨年8月に展示許可した福祉用具を紹介します。

愛情タオルケット



特殊加工による消臭綿は、アンモニアやトリメチルアミンのにおい（尿臭や汗くささのもと）をわずかな時間で消臭します。中性洗剤で洗濯し、しっかり乾燥すると効果を還元することができます。

【サイズ】 190cm×140cm、850g

【材質】 綿100%

【申請・製造者】 消臭ニットのアムゼ

【価格】 10,500円（税込み）

両面吸水性防水シート



失禁用シート、横シートとして使用します。特殊加工により吸水性と制菌性に優れ、汚れが染みつかず、家庭で洗濯ができます。乾きが早い材質を使用。両面吸水性なので、裏表を気にせずを使用することができます。

【サイズ】 90cm×145cm

【材質】 ポリエステル・ポリウレタンフィルム

【申請者】 消臭ニットのアムゼ

【製造者】 朝日事業株式会社

【価格】 7,350円（税込み）

広告募集中



県社会福祉協議会では、バナー広告と本紙「やまなしの福祉」の広告を募集しています。

詳しくは、本会ホームページの「お知らせボード」に掲載している各広告募集要領をご覧ください。

県社協企画課 電話 055-254-8610

福祉関連各種大会・研修会・職場旅行等
お気軽にご相談ください。

 **名鉄観光** サービス株式会社

甲府支店

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-8-12 白木屋ビル内

Tel 055-228-3221 Fax 055-228-1457



お尻保護マット

お尻で座ったまま移動する時、お尻がこすれないよう保護します。アジャスターベルトで腰と両太ももにフィット。着脱がスムーズなワンタッチバックルを使用しています。お風呂場や階段での移動にも活用できます。考案者は車いすを使っている方です。

- 【サイズ】 S (ウエスト55~75cm)
- M (ウエスト75~95cm)
- L (ウエスト95~115cm)

- 【材質】 厚さ11mmのウエットスーツの素材
- 【申請・製造者】 東和株式会社クローバリー
- 【価格】 15,750円 (税込み)



ラビリントレーナー
(摂食・嚥下訓練器具)

スプーン状の部分を口にくわえ、マニユアルに沿った体操(ラビリントレーナー)を食前に10分程行います。体操で唇や舌を鍛え、むせや飲みにくさを改善することができます。また風邪や誤嚥(ごえん)性肺炎の予防や脳の活性化にも役立っています。

- 【サイズ】 149mm×54mm×32mm、約36g
- 【材質】 シリコンゴム(耐熱200℃、乳白色透明)
- 【申請・製造者】 コンビウエルネス株式会社
- 【価格】 3,675円 (税込み)



たちあつぷ(CKA-01)
置くだけタイプ

いすなどから立ち上がる際の手すりとして使用します。平らで水平な床に置きます。用途に合わせて4種類のタイプから選べます。介護保険法による福祉用具貸与(レンタル)もできます。

- 【サイズ】 間口50cm、奥行き60cm、高さ70~80cm(5cm間隔3段階調整可能) 13.4kg~
- 【材質】 プラスチック被覆スチールパイプ+暗いところでも見やすい蓄光ライン入りのプラスチック(手すり部分)、床設置部分がスチールで縁部分はゴム製
- 【申請・製造者】 矢崎化工株式会社
- 【価格】 50,610円 (税込み)



シッティング・ジーンズ
(車いすユーザー用ジーンズ)

座った姿勢に合わせた浅い前身と深い後ろ身の立体裁断のジーンズ。ポケットをなくし、移動の妨げにならないよう工夫されています。サイズはゆるいと余計なシワが肌へのストレスになります。気持ちきつめのサイズをおすすめします。

- 【サイズ】 ウエスト76、79、82、85、88、91、94cm。股下は全サイズ共通の82cm
- 【材質】 綿98%、ポリウレタン2%、13オンストレッチデニム使用
- 【申請・製造者】 東和株式会社クローバリー
- 【価格】 14,700円 (税込み)

リハビリ用 靴の選び方

最近、靴店で健康靴やリハビリ用の靴が並んでいるのを見かけます。また片足のみや1足の靴をサイズ違いで販売しています。片足に装具を着けていたり、病気で足が腫れている時など、状態に応じた靴の買い方もできます。

朝と夕方では足のむくみ方も違うため、一般的に靴は夕方に選ぶ方が良いと言われてい

ます。高齢者には①ソフトな素材でつま先部分がゆったりしている②ひもやマジック、ファスナーなどで幅の調整ができる③脱ぎ履きが楽にできる④といった靴が望ましいでしょう。

つまずき防止には、滑り止めが付いていたり、つま先が上がっている靴をおすすめします。

県立介護実習普及センターに展示している靴をご紹介します。メーカーなどの問い合わせは、本センターにご連絡ください。

電話055・254・8680
FAX055・254・8690

つまずき防止に便利

商品名 快步主義L011
価格 両足6,195円、片足3,360円（税込み）

特徴 つまずき防止のため、つま先を20mm、かかとを12mm巻き上げてあります。脱ぎ履きしやすいよう、靴の上部には、大きく開くマジックテープを使っています。



履きやすさを工夫

商品名 コンフォート
価格 両足7,875円、片足3,990円（税込み）

特徴 ひもで甲の周りの長さを調節できます。甲部に2本あるオートロックファスナーは深く、開口部が広いので、履きやすくなっています。抗菌・防臭加工。

腫れ、むくみ、外反母趾に

商品名 NEWケアフル
価格 両足7,350円、片足3,780円（税込み）

特徴 つま先まで開きます。腫れ、むくみ、外反母趾（ぼし）の方におすすめです。甲ベルトと補助ベルトを着け、歩行時の足と靴の動きを安定させます。



介護のワンポイント

アドバイス

転ばないための日常の工夫

高齢になるとさまざまな原因から、つまずいたり転んだりすることが増えます。転んだ時にうまく対応

できず、骨折することもあります。

①しっかり歩く：できるだけ背筋を伸ばして歩き始めます。行く方向に顔と視線を向けて、しっかり立てから一歩目を踏み出します。出した足を強く後ろに蹴るように、そして腕を大きく振りましょう

②足指や関節を柔らかくする：お風呂やテレビを見ながら足指でジャンケン

したり、足首をクルクル回しましょう。両腕を左右後方へねじる、上体の回転運



動もバランス感覚の維持になります

③筋肉をよく伸ばす（ストレッチ）：ふくらはぎは手すりや壁につかまって行います。足を前後に開き、両足のかかとを床につけます。これを左右交互にします。

太ももの裏は片足を伸ばし、もう一方は曲げて座ります。伸ばした足のひざを両手で押さえ、上体を前に倒します。ゆっくり呼吸を止めずに続けましょう。

足の付け根は、かけこのスタートの姿勢からゆっくり腰を落とし、後ろ足を膝が床に着くように伸ばします。

背中猫のように四つんばいになります。両手をまっすぐ伸ばし、お尻を突き出すようにして脇を伸ばします。このとき呼吸は止めないようにしましょう

④足の爪の手入れ：深爪や巻き爪、水虫による爪の

肥厚や「うおのめ」なども足のふらつきの原因になります。きちんとした手入れをしましょう

⑤住まいのチェック：マットやコードなど、つまずきやすいものは取り除きます。夜でも足もとを明るくすることも大切です

⑥上手な靴選び：靴を選ぶ条件として(1)足指にゆとりがある(2)甲の部分まで覆われている(3)かかとがしっかり包み込まれている(4)太めで3〜5cmの高さのヒール(5)適度な堅さと弾力の靴底—などがあります(6)で靴を紹介していますので、「ご覧ください」

図書紹介



編集代表 佐藤智
出版社 中央法規出版

や重要性、医療技術と看護の果たす役割などを紹介しています。

この他、介護・看護・福祉についての本260冊、ビデオ200本の貸し出しをしています。詳しくは、県立介護実習普及センターにお問い合わせください。

介護ぬくもり

『明日の在宅医療』シリーズ第3巻は、「在宅での看取りと緩和ケア」です。看取りと緩和ケアの意義

おしらせ

介護講座の申し込み、福祉用具の相談、図書・ビデオの貸し出しなどは、山梨県立介護実習普及センターにご連絡ください。電話055・254・8680 FAX055・254・8690

事業主の雇用サポート

福祉人材センターニュース

公共職業安定所などの紹介により人を雇い入れた事業主に対し、雇用関係給付金・助成金制度があります。

1 特定就職困難者雇用開発助成金

【主な受給要件】

- ①60歳以上の高齢者や障害者、母子家庭の母など特に就職が困難な者（いずれも失業している65歳未満の者に限る）を公共職業安定所などの紹介により継続雇用する従業員として雇い入れ、助成金の受給終了後も引き続いて雇用することが確実と認められること
- ②雇用保険の適用事業主であること
- ③対象となる従業員の雇い入れの前日から起算して6カ月前から1年間に、事業主の都合により解雇された雇用保険被保険者がいないこと
- ④倒産などの理由により再就職の準備を余裕なく離職された雇用保険被保険者が一定人数以上いないこと
- ⑤雇い入れた日の前日から過去3年間に当該対象者を雇用したことがないこと
- ⑥対象労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況を明らかにする書類を整備・保管していること

【受給額】

雇い入れ後、1年間（重度障害者などは1年6カ月）に支払われた賃金総額として30万円～240万円

2 高齢者雇用開発特別奨励金

【主な受給要件】

- ①雇い入れ日の満年齢が65歳以上の要件（※）を満たす離職者を公共職業安定所などの紹介により1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れ、1年以上継続して雇用することが確実と認められること
- ※要件 (1)雇い入れにかかわる事業主以外の事業主と1週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にない者(2)雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日から3年以内に雇い入れられた者(3)雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日以前1年間に被保険者期間が6カ月以上あった者

【受給額】

賃金相当額の一部の助成

対象労働者の1週間の所定労働時間が30時間以上の場合、50（90）万円

対象労働者の1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の場合、30（60）万円。※カッコ内は中小企業に対する支給額（9ページへ続く）

問い合わせ先

甲府公共職業安定所	電話055・232・6060	塩山公共職業安定所	電話0553・33・8609
富士吉田公共職業安定所	電話0555・23・8609	韮崎公共職業安定所	電話0551・22・1331
富士吉田公共職業安定所大月出張所	電話0554・22・8609	鰍沢公共職業安定所	電話0556・22・8689
富士吉田公共職業安定所都留出張所	電話0554・43・5141		

※人材確保等支援助成金は、介護労働安定センター山梨支部 電話055・227・9532にお問い合わせください。（県福祉人材センター 電話055・254・8654）

各種御会合承ります



TEL 055-253-4345

財団法人 山梨日日新聞厚生文化事業団

サポートします
やまなしの福祉

〒400-8505 甲府市北口2-6-10 ☎055-231-3106

3 トライアル雇用制度（試行雇用奨励金）

【主な受給要件】

- ①雇用保険の適用事業主であること
- ②トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6カ月前からトライアル（試行）雇用終了までの間、事業主の都合により解雇された雇用保険被保険者がいないこと
- ③再就職の準備をする余裕なく離職を余儀なくされた雇用保険被保険者が一定人数以上いないこと
- ④トライアル雇用を開始した日の前日から起算して3年間、当該対象者を雇用したことがないこと
- ⑤対象労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況を明らかにする書類を整備・保管していること

【対象となる労働者】

- ①従前に経験のない職種や業務に就くことを希望する者
- ②失業中である45歳以上の中高年齢者（原則として雇用保険受給資格者）
- ③失業中である40歳未満の若年者
- ④失業中である母子家庭の母など
- ⑤失業中である障害者など
- ⑥日雇労働者、ホームレス

【トライアル雇用期間】

原則3カ月以内

【受給できる額】

トライアル雇用した労働者1人につき1カ月あたり4万円（労働者には賃金を支払う必要がありません）

4 介護未経験者確保等助成金

【主な受給要件】

介護関係業務の未経験者（新規学卒者を除く）を雇用保険一般被保険者（ただし短期間労働者を除く）として雇い入れ、6カ月以上定着させることができた事業主

【受給できる額】

未経験者1人あたり25万円、さらに6カ月定着した場合、合わせて50万円まで助成
ただし1事業主につき3人までとする

5 人材確保等支援助成金（介護基盤人材確保助成金）

【主な受給要件】

- ①介護分野で新サービスの提供などを行おうとする事業主で、介護労働者の定着率改善を図るとともに、その雇用管理の改善を推進すること
- ②特定労働者（社会福祉士、介護福祉士、訪問介護員1級の有資格者で、実務経験1年以上の者、またはサービス提供責任者として実務経験1年以上の者）を雇い入れたものと認められること

【受給できる額】

6カ月の期間に特定労働者1人当たり70万円を上限とし助成

6 人材確保等支援助成金（介護雇用管理助成金）

【主な受給要件】

介護分野の新サービスの提供などに伴い、雇用管理改善事業を行う事業主

【受給できる額】

雇用管理改善事業にかかる経費の1/2（一部は2/3）を助成



18年前の春、望月千里さん(甲府市)は、すてきな音色に出会いました。大正琴でした。今、仲間と共にデイサービスの施設などを訪問して演奏したり、一緒に歌います。今年は80歳の傘寿。「演奏する私たちが、皆さんから元気や楽しみをもらっています」と、こぼれるような笑顔で話します。

ボランティアをするのは、望月さんから7人で行く「北山の会」と名付けた大正琴の演奏グループ。都合のつく4人でチームを組んで、依頼のあった施設に出掛けます。馴染みやすい歌の歌詞を手書きして人数分用意。訪問先では同年代の人たちが待っていて、「さあ歌いましょう」と声を掛けると、大きな合唱になります。

「荒城の月」「ふるさと」「ひなまつり」など唱歌・童謡、「青春日記」「風雪ながれ旅」などの

大正琴でボランティア 望月 千里さん

「私たちが元気をもらいます」と話す望月千里さんと「北山の会」のメンバー(左下)



歌謡曲…。小さなころや青春時代、生きてきた道を振り返り、大正琴の音色のうたの世界に浸っていきます。「皆さん元気で、上手です。何回か通うと、いろんな思い出を話してくれる人もいて、訪問するのが楽しみ」と望月さん。大正琴を始めたのは平成3年でした。先生に付いて練習を重ね、5年後には琴伝流の師範に。地域の文化祭や県・全国の発表会を目標に平成11年、仲間と「北山の会」を結成しました。その後、甲府市社会福祉協議会から勧められてボランティア活動が

元気に“傘寿”の訪問／演奏や合唱で共感の輪

スタート。新たな生きがいを見つけた。

望月さんが育ったのは十枚山のふところにある南部町本郷。教育一家の7人姉妹の長女でした。祖父は勉強することの大切さを教えてくれて、母親からは洋裁を。身延高等女学校に進学し、師範の専攻科を出て19歳で母校睦合小の教師(音楽担任)になりました。

しかし音楽は門外漢。校長先生が武蔵野音大へ研修に出してくれました。2年間、夏休みに発声から指揮、編曲、演奏まで勉強しました。「この研修のおかげで、今の私と音楽があります」。30歳で結婚、先生を退職しましたが、甲府で長年、幼稚園教諭として勤めました。

51歳で運転免許を取得。ボランティア演奏に出掛けるときは仲間を乗せて行きます。「運転できる限りボランティアを続けたい」と明るく話します。この年になって感謝することがいっぱいあると言います。「元気をくれた人たち。実家を守ってくれている妹。皆さん、ありがとう」



全国7,200の導入実績を誇る
福祉業務支援ソフトウェア
「ほのほの」シリーズ
第一システム販売株式会社
情報処理システム事業部
甲府市国母6-4-3
TEL:055-228-3677
<http://www.daiichi-system.co.jp/>

福祉業務支援ソフトウェアの導入からサポートまで

あなたの街のやさしい手をよろしくお願いいたします。
介護のことなら何でもご相談下さい。



在宅介護
やさしい手



- 居宅介護支援・ケアプラン作成
- 訪問介護
- 通所介護
- 訪問入浴
- 福祉用具貸与・販売
- 障害福祉サービス
- 小規模多機能型居宅介護

甲府本部 甲府市上石田1-7-14 ☎055-236-6210



県社会福祉協議会で設置している高齢者総合相談センターに寄せられる相談で、問い合わせが多い内容を紹介します。

問い

お隣が境界に沿ってブロック塀を造りましたが、私の土地にはみ出しているように思います。このまま放置しておくとうなりですか。

答え

放置しておくとお隣に土地の所有権を取得されてしまうおそれがありますので、はみ出している部分の撤去を請求することです。

越境している塀の撤去

境界を越えてはみ出している塀は、土地の所有権を

侵害していることになりま
す。所有者は相手方に対し、
はみ出している部分の塀を
撤去するよう請求できま
す。

放置しておいた場合

はみ出している塀を放置
していたからといって、た
だちに相手方にその部分の
土地を使用する権利が生
ず、突然、撤去を請求する
ことはかえって関係の悪化
をまねくこともあり、慎重
に対応することが望まれま
す。

隣地との境界紛争

放置せず権利主張

じるわけではありませ
ん。置しておいた者は「権利
はみだしている部分の土地
うえに眠るものを法は保護
せず」とい
う言葉のと
おり、保護
するに値し
ないものと
考えられて
います。
そこで、
民法では一
定の継続し
た状態を保
護する「時効」という制度
が認められています。
時効には一定期間、権利
を行使しないために権利が
消滅する「消滅時効」、事実
が一定期間継続するため、
それに相当する権利が取得
される「取得時効」の2つ
があります。

土地の取得時効

他人が所有権を取得時効
によって取得してしまう
と、それまでの所有者の所
有権は失われてしまいま
す。
取得時効が成立する要件
は、所有の意思を持って平
穩かつ公然と占有し、その
期間は20年間継続すること
となっております。

取得時効を防ぐには

取得時効を防ぐために
は、所有の意思を持ってす
る占有の継続を中断させる
こと、言い換えると、はみ
出している塀を撤去させる
ことが必要です。
すぐに塀の撤去が困難な
場合、塀がはみ出している
ことの確認と、しかるべき
時期にその撤去を約束する
念書を作成してもらうと良
いでしょう。

このいづれにも応じない
場合には、所有者は訴訟に
よって相手方に対し、塀の
撤去を請求することになり
ます。

さらに詳しく知りたい方
は、当センターへお問い合
わせください。相談は無料
です。

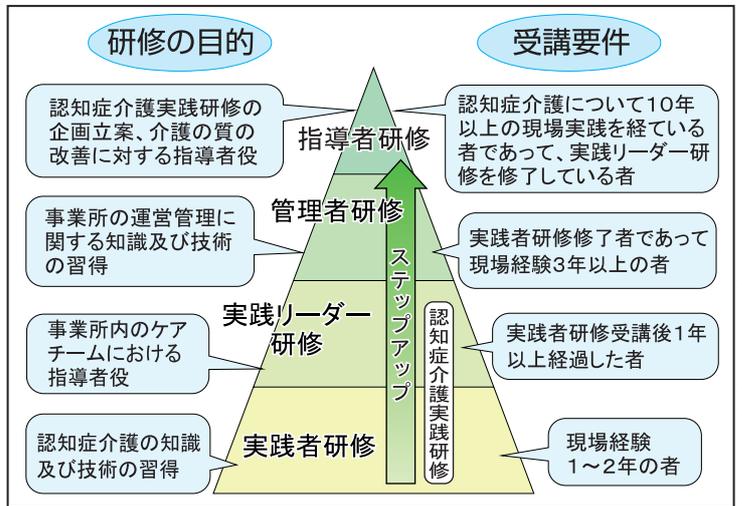
高齢者総合相談センター
電話055・254・01
10(シルバーク110番)



新日本法規出版『誰にもわかる社会生活 六法 法律相談Q & A第1巻』117頁

認知症介護充実へ さまざまな研修開催

今後の認知症介護関係研修の関係性の整理



県社会福祉協議会は、県からの委託を受け、認知症実践者研修で得られた知識をさらに深め、事業所などでチームケアを効果的・効率的に機能させる指導者を養成する

認知症介護関係の研修

①実践者研修：2年程度の実務経験者が、認知症介護の理念、知識や技術を習得する

②実践リーダー研修：実

事業開設者研修：認知症介護の基本的な知識や認知症

指導者養成研修を受講

岩間英輝さんの感想

介護老人保健施設「甲州ケアホーム（笛吹市）」の岩間英輝さん（写真）は、県内で最初に指導者養成研修を受講しました。岩間さんの感想をうかがいました。



「痴呆」から「認知症」という呼称に変わり、4年しか経過していませんが、「認知症」という言葉は、世間に浸透しました。

最近では認知症をもつ本人が、自らの体験や社会への要望を訴える試みも行われるようになりました。切実な訴えに、その人らしく生きていくための支援が求められています。

認知症介護への取り組みも、介護専門職や医療従事者、研究者、試行錯誤している家族や周囲の方々、そして地域や行政により、それぞれの立場で急速に進んでいます。

統計によると認知症の出現率（※）は65歳以上の13人に1人、85歳以上になると4人に1人です。すべての人にかかわる問題として、今後も積極的な取り組みが必要だと思えます。

全国で認知症介護にかかわる専門職を対象とする系統立てた研修が実施されたことで、認知症介護の理念

対応型サービス事業の運営に必要な知識を習得するこれらの研修は、国が実施している10週間に及ぶ「認知症介護指導者養成研修」を修了した8人が、研修全体の企画・立案や演習指導者として、重要な役割を担っています。

専門的な介護

国は介護サービスを提供した事業所に支払われる介

護報酬を改定（平成21年度から）。専門的な認知症介護を普及するため、認知症専門ケア加算を新たに設けました。算定の要件には、実践者研修や指導者研修の修了者の配置が明記されています。

「研修に参加し、自分の課題が明確になったことで、解決の糸口が見つかりました」という実践者研修参加者の感想。研修は専門性のある質の高いサービスを提供するため、ますます重要となっています。

（※）認知症の出現率 山梨県の「平成20年度高齢者福祉基礎調査」によると、県内の65歳以上の高齢者人口は約20万4300人です。高齢者人口の6・8%に当たる約1万4000人が認知症高齢者で、このうち90・4%が75歳以上という結果になっています。



ビデオの紹介

終末期ケア研修シリーズ4～6巻

「老人介護施設における介護職のための終末期ケア研修シリーズ(第4巻～第6巻)を紹介します。

老人介護施設で暮らす高齢者の求めているもの、意向の確認の仕方、医療における終末期・介護における終末期とは、終末期ケアを必要とする人たち、終末期ケアの専門性など、「終の棲家」と位置づけた老人介護施設の中堅職員を対象に構成された内容です。

第4巻

終末期ケアの基礎Ⅳ「死の痛み そのケア」(29分) (レンタルNO. 看護207)

①死の痛みと、そのケア②心の痛みと、そのケア 魂のゆくえ・終末期の魂の存在

第5巻

終末期ケアの基礎Ⅴ「介護する人たちのケア」(20分) (レンタルNO. 看護208)

①自然と命 客観的に受け入れる②セルフケア 家族の癒しは家族で③家族支援忘れてはならない物を心刻む看取りの姿を記憶し、伝える

第6巻

週末期ケアの実践Ⅰ「ケア編」(20分) (レンタルNO. 看護209)

①清拭 身体をきれいに保つ②排泄 排便は身体の便り③食事 食欲は生きる力噛むことは生きる源泉④嚥下レベルの確認
※終末期ケア研修シリーズ第1巻～第3巻も揃えています。

県社会福祉協議会は、無料で社会福祉関連ビデオテープの貸し出しをしております。ビデオの内容は看護、介護、健康づくり、ボランティアの貸し出し対象：県内にお住まい、またはお勤めの方です(個人、団体は問いません)

ビデオライブラリーの紹介

貸し出し期間：2週間以内
貸し出し本数：3セット以内(シリーズ作品は、まとめて1セット)
申し込みは電話、または来所のどちらでもかまいません。

お問い合わせ先 長寿やまなし振興センター健康生きがいづくり担当(電話055・251・3900)

ビデオライブラリー 600本を貸し出し中

イア、福祉教育など計12分野で、約600本を収蔵。毎年、新しい情報を提供するのために、必要性が高い内容の新作ビデオを用意しています。

貸し出し期間：2週間以内
貸し出し本数：3セット以内(シリーズ作品は、まとめて1セット)
申し込みは電話、または来所のどちらでもかまいません。

介は、県社協長寿やまなし振興センターホームページで紹介しています。
http://www.nenrin.or.jp/yamanashi/video/video2007.htm



ノルディックウォーキング

エネルギー消費増やし ひざや腰の負担は軽く

スキーのストックに似たものを使って歩く「ノルディックウォーキング」。

普通のウォーキングよりもエネルギーの消費が多いものの、ひざや腰への負担が少ない、気軽に楽しめるニュースポーツです。

フィンランドのクロスカ

専用の道具「ウォーキングポール」



ウォーキングを楽しむ様子

ントリースキーチームが、夏場のトレーニングとして行ったのが始まり。昭和初期の1930年代のことです。

ポールの選び方

スキーストックのような「ウォーキングポール」という専用の道具を使います。両手に持ったポールを、

左右交互に突きながら歩きます。

ポールの長さは自分の身長（cm）に0・68を乗じたものを使うことが理想です。ポールを地面にまっすぐ突いた時、ひざが直角よりやや広がるくらいが目安です。

歩き方のポイント

① ポールのグリップ部分に付いているストラップを手首に通します

② 最初は、グリップをにぎらずに、ポールを引きずりながら歩き、感覚をつかみます

③ ポールになれてきたら、手を前に出してグリップを握り、地面を突いて、体を押し出すようにして進んでみましょう



④ できるだけひじを曲げず、腕は肩から振るよう



⑤ 背筋を伸ばし、歩く幅は普段より少し広く、かかとから着くように歩くことがポイントです

⑥ 前足と後ろ足の中間あたりでポールを突きます。勢いよくポールを後に押し出すと、歩幅が大きくなり、自然と歩くペースが上がります



⑦ 靴選びも大切です。歩きやすい運動靴やウォーキングシューズなどを履きましよう

サークルも発足

日本では高齢者の健康づくりの一環として注目され、平成18年ごろから愛好者が増えはじめました。県内では、峡北地域を中心に体験会などが開かれています。

また甲府市貢川地区の高齢者が中心となり、自主的なサークル（新しい健康づくりの会）代表 天野武男（さん）を発足し、ノルディックウォーキングの普及・啓発活動に努めています。



春の暖かさを感じる季節を迎え、ノルディックウォーキングで身体を動かしてみたいかがでしょう。

詳しくは、長寿やまなし振興センター 健康生きがいづくり担当（055・251・3900）までお問い合わせください。



峡南地区地域福祉権利擁護センター（増穂町社協内）

生活の自立支援サポート 地域で暮らす安心を

平成11年10月から都道府県・指定都市社会福祉協議会が実施主体となつてはじまった日常生活自立支援事業（旧「地域福祉権利擁護事業」）。

同事業には契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類などの預かりサービスを行う「福祉サービス利用援助事業」があります。本県で利用援助事業を行う社協（「基幹的社協」といいます）は7カ所です。

利用援助事業の対象は、認知症高齢者や知的・精神障害の方などで、自己決定能力に不安を持っている方々です。

増穂町社協は、峡南地域（6町）の基幹的社協として、峡南地区地域福祉権利擁護センターを開設しています。

平成21年1月
末日現在の実利
用人数は、認知
症高齢者45人、
知的障害者24



「話しやすい雰囲気づくりも大切」と功刀専門員

人、精神障害者12人など計83人。昨年比9人増と利用者は増加の傾向です。同町社協の事業管理者1人と専門員2人、そして実際の業務を行う生活支援員（6町社協職員）9人が、83人の支援をします。功刀さんと大熊清裕さんは、専門員として初期相談から支援計画の策定、契約の締結などを行います。「地域で安心して暮らすためには、なくてはならない事業です。今後も生活支援員との連携を一層深め、利用者の皆さんに“あんしん”を提供したい」と利用援助事業の大切さを語る功刀さんと大熊さん。

スタートから10年、同町社協の利用援助事業は、地域に広がっています。

福祉施設 訪問

社会福祉法人「東桂保育園」

ISO取得や広葉樹の森づくり



園の畑でイチゴを摘んで食べる子どもたち

同園のモットーは、保護者の立場を尊重して家庭に寄り添って育てる。園長は、有害紫外線から子どもたちを守るため、園庭に植えた広葉樹。その落葉は堆肥に使い、有機無農薬野菜や果物を栽培しています。農園の野菜は子どもたちにも大人気。苦手な野菜も競って食べるようになりました。

園長の矢羽正子さんは「保育園はもう1つのお家。子どもがゆったりと自分らしさを出して生活できる場所でありたい」と話します。

今春、ふるさとを自然災害から守る新しいプロگرامとして、子どもたちによる森づくりを始めます。ドングリを子どもたちが苗から育て、地域の人と一緒に山奥に植えていくのです。

「すべての循環は広葉樹を育てることから始まる」を合い言葉に、住みよい社会づくりを目指します。

都留市にある「東桂保育園」は、平成17年にISO14001の認証を取得。限りある資源を大切にす循環型生活を実践しています。

有害紫外線から子どもたちを守るため、園庭に植えた広葉樹。その落葉は堆肥に使い、有機無農薬野菜や果物を栽培しています。農園の野菜は子どもたちにも大人気。苦手な野菜も競って食べるようになりました。

園長の矢羽正子さんは「保育園はもう1つのお家。子どもがゆったりと自分らしさを出して生活できる場所でありたい」と話します。

今春、ふるさとを自然災害から守る新しいプロگرامとして、子どもたちによる森づくりを始めます。ドングリを子どもたちが苗から育て、地域の人と一緒に山奥に植えていくのです。



東桂保育園の外観

施設概要

施設名 社会福祉法人 東桂保育園
住所 〒402-0034 都留市桂町1239-1
電話 0554・43・7185 F A X 0554・45・7525
設立 昭和42年4月1日

敷地面積 1328.3m²
建物構造 鉄筋コンクリート陸屋根 2階建
定員 90人
関連施設 地域子育て支援事業「すこやかセンター」

おしらせ

善意をありがとう

山梨ともしび基金は、次の方々からご寄付をいただきました。

甲府友の会(浅川富美子代表)様
財団法人山梨県職員互助会
(古賀浩史理事長)様

寄付金は、民間福祉活動の助成を行う基金として大切に活用させていただきます。

ありがとうございました。県社協企画課(電話055・254・8610)

平成21年度県社協主な行事

5月中旬「山梨県シルバー作品展・シルバー俳句大会」山交百貨店5階催事場(甲府市)

9月5日(土)～8日(火)「第22回全国健康福祉祭北海道・札幌大会」北海道内

9月26日(土)「いきいき山梨ねんりんピック2009」小瀬スポーツ公園ほか(甲府市)

11月17日(火)「第57回山梨県社会福祉大会」県立県民文化ホール(甲府市)

平成21年度ボランティア活動保険の加入受け付け中

ボランティア活動中のさまざまな事故によるけがや賠償責任を低額の掛け金で補償するこの保険は、毎年度多くの方々にご加入いただいています。

補償期間は、4月から来年3月末日となっています。

現在、4月以降の加入申込みを受け付け中です。お申し込みは県社協またはお近くの市町村社会福祉協議会まで。県社協地域福祉課(電話055・251・0039)

福祉サービスをより良くするために

福祉サービスについて苦情相談、不満があったら、まずは利用している福祉サービス施設(事業者)にお話ください。事業者は社会福祉法に基づき、次の苦情解決体制を設けています。

・苦情解決責任者＝施設長、理事など

・苦情受付担当者＝苦情受け付け、内容の確認などを行う職員

また外部有識者や専門家による「第三者委員」を設置し、苦情解決に客観性を確保し、利用される方や家族の立場などを配慮した適切な対応に努めています。

しかし「事業者には直接話しにくい」「事業者の説明に納得できない」といった場合、県運営適正化委員会(社会福祉法第83条)にご連絡ください。相談・調査は無料です。県運営適正化委員会(電話055・254・8610 FAX055・254・8614)

キリン・子ども「ちから」 応援事業 公募助成

キリン福祉財団は、「子どもたち自らの力を引き出すことを目的に、子どもの発想から生まれ、子どもが主体となって実施する活動」への助成を行います。

対象となる団体は、小学生・中学生・高校生、フリースクール・フリースペース・児童養護施設など18歳未満のメンバー5人以上が中心となって活動するサークルなどです(学校のクラブ・サークル活動は除きます)。
○助成金額 1団体当たり15万円を上限

○締め切り 4月30日(木)当日消印有効

○問い合わせ キリン福祉財団
キリン・子ども「ちから」
応援事業事務局(電話03・5540・3522 FAX03・5540・3525)
ホームページ <http://www.kirin.co.jp/foundation/koubo2009/index.html>

シルバー110番

高齢者やその家族が抱える、生活上のさまざまな心配事や悩みごとの相談に応じます。

県高齢者総合相談センター
(電話055・254・0110)

相談内容	相談員	時間
一般相談	常勤職員	
専門相談	介護看護	月～金曜日 9時～17時
	法律	毎週水曜日 ※要予約 13時30分～16時
身体拘束廃止	専門相談	月～金曜日 9時～17時
	派遣相談	※要予約

※土日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は休みです。

広報紙バックナンバーのご案内

県社協広報紙「やまなしの福祉」既刊号は、ホームページ(<http://www.y-fukushi.or.jp/>)に掲載しています。

ホームページを開き、福祉情報「やまなしの福祉」をクリックするとご覧いただけます。県社協企画課(電話055・254・8610)